



Global Tax Update

ベトナム

税理士法人トーマツ

2015年6月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

2015年度移転価格調査:体制強化の動き

ベトナムの移転価格調査を取り巻く環境はここ数年でかなり厳しさを増していると考えられている。報道によると、2014年度においては、税務当局は、移転価格リスクが高いと判断した2,866社に対して移転価格調査を行い、その数は2013年に比べ80%増加しているとされている。これらの調査では5.8兆ベトナムドンが否認され、1.7兆ベトナムドン以上の更正が行われたとされている。

2015年度も例外ではなく、移転価格調査はさらに強化され、今年、移転価格が税務調査計画における重点分野の一つであることは明白な模様である。税務調査で移転価格が言及されるケースは大都市および各省の税務当局が行う全税務調査の半数超を占め、2015年の最初の5カ月を見ても税務当局の移転価格への注力がうかがえる。また、最近の税務調査で移転価格を理由とされた複数の多額の更正事例もこの傾向を示しているとされている。

本ニュースレターでは、最近の移転価格調査の傾向の概要、事例、関連する問題および対策を紹介する。

(1) 移転価格調査対象企業の詳細リストの導入

近年、移転価格調査への注目は高まっているが、2015年度が過年度と大きく異なる点は、税務調査の対象企業を具体的に記載した移転価格調査対象企業リストが作成されている点である。移転価格調査は通常は、過年度同様、通常の税務調査の一部として行われるが、個別に実施される場合もある。

調査対象企業の選定は、税務当局内部の移転価格リスク統計・分析ソフトウェアシステムの重要な役割の一つである。現在、税務当局は内部データベースを使って、移転価格リスクが高い兆候を示す企業を探し出すことができるとされており、それらの企業に対して調査が実施されることになる。

(2) 移転価格調査官の能力および人材

移転価格調査の厳格化と併せて、ここ数年の間、財務省(Ministry of Finance:以下「MOF」)および税務総局(General Department of Taxation:以下「GDT」)は、移転価格調査チームの人材育成に多額の投資を行ってきた。MOFおよびGDTは積極的に研修を開催するほか、国内外から移転価格の専門家を招き、各国税務当局と様々なレベルで知識ベース、専門的な分析手法および調査の方法論を共有している。焦点は、移転価格リスクが高い直接投資企業が多数所在する都市・省にフォーカスされている。また、移転価格調査を“長年”行ってきたとされるGDTの移転価格専門チームも、各地の移転価格調査の実効性を確保するため、専門的な問題および調査方法に関する定期的な情報共有・更新を各都市・省の税務署と行っている。

(3) 移転価格調査に使用する標準書式および情報リスト

今年の移転価格調査で税務当局は、標準書式および情報リストを使用して、納税者の事業所を実際に訪問する前に企業情報を収集している。書式および

情報要請リストは GDT の主要チームが実施する移転価格調査でも以前から使用されていたが、現在は改良され、各省の税務署でも使用されている。

標準書式に基づき、納税者は、機能・資産・リスク分析、事業環境、サプライチェーン、会計・財務データ等の重要な情報および、または文書を提出することが求められる。税務当局はこれらの情報に基づき、調査対象企業の財務実績について初期分析を行う。また、これらの情報は調査終盤の更正処分の決定（該当する場合）にも使用される。

当該標準書式に関する留意点は以下のとおりである。

1) 関連者に関する情報

企業は親会社だけでなく他の関連者に関する詳細情報も提供する。必要な情報は企業の一般的な情報に限定されず、関連者の経営幹部、機能、業界情報等にも及ぶ。

2) サプライチェーンにおける企業の位置付け

税務当局はまた、企業およびその関連者のサプライチェーンにおける位置付けに関する情報にも注目する。当該情報および同じ業種の企業の内部統計データに基づき、税務当局は、企業グループが行う事業の「全体像」を把握するだけでなく、関連者が受け取る適切な対価および関連者間の利益配分方法に対する初期評価も行う。

サプライチェーンにおける企業の役割またその利益が役割に応じた適正な額であることを証明するためにはサプライチェーンに関する総合的な分析が必要であり、企業にとって時間と労力を要する。しかし、そのような詳細分析を行わない場合、企業は、サプライチェーンを誤って評価されるリスクを負うだけでなく、税務当局にマイナスの印象を与えてしまうことにもなりかねない。

3) 移転価格算定方法の選定に関する詳細説明

ベトナムの現行の移転価格規定は、関連者間取引が独立企業原則に基づいているかを評価するための5つの移転価格算定方法の間に優先順位を定めていない。しかし、実務上、税務当局はまず独立価格比準（Comparable Uncontrolled Price：以下「CUP」）法が適用可能か否かを評価する傾向がある。したがって、税務当局は、企業に送付する書式や表で内部 CUP 法の適用可能性について詳細な情報を要請してくる。

企業が別の算定方法を採用している場合は、他の

方法を採用しなかった詳細な理由を説明するよう求められる。合理的な説明ができない場合、税務当局は提出された移転価格文書および経済分析をすべて否認することがある。

4) 関連者間取引および非関連者間取引に関する詳細情報

財務実績および未払法人税額に関する一般的な情報以外にも、企業は、関連者間取引および非関連者間取引ごとの会計記録および財務データの詳細（完成品の売上高、材料の仕入高、無形資産取引等）を提出するよう求められる。

(4) 納税者に推奨する対策

上記に基づき、企業は以下のような対策を取ることが推奨される。

- 税務当局が要請する情報の中でも、移転価格の年次申告書（2014 年より前の年度は Form 01/GCN-QLT、2014 年以降は Form 03-7/TNDN）に対する注目度は高く、当該申告書の提出は、移転価格税制を遵守していることだけでなく、移転価格税制の遵守レベルに対する最初の自己評価を行ったことおよび移転価格文書を作成済みであること（Form 03-7/TNDN の記載事項）を示すものとみなされる。また、税務当局が企業の財務結果に対して更正を行う際の根拠としても使用される。移転価格年次申告書は所定の提出期限内（つまり法人税申告書と一緒に）に提出しなければならないことには注意を要する
- 企業は、関連者間取引が独立企業原則にのっとって行われていることを証明するため、移転価格文書およびその他の付属文書を適時に作成するように時間と労力を費やす必要がある。不利な調査結果を回避するためにも、調査の開始を待つことなく、毎年同時文書化を行っておくことが強く望まれる。税務調査で遵守規定に違反していることが判明した場合には深刻な結果を招くこともあり、最悪の場合、調査官は、過年度に遡及して作成された移転価格文書の調査を（移転価格文書は、本来、税務調査官が来る前に用意すべきものという論理にて）否認する権限を行使する可能性がある。これは、過年度に発生した取引に関する根拠資料等が提出要請に基づき調査直前に準備された場合の取扱いと似ている
- いつ税務調査の対象となるかは分からない

め、企業は移転価格リスクの自己評価を行っておく必要がある。また、評価結果に基づき、既存の見解および文書を常に事前に準備しておくことも推奨される。突然税務調査通知が送付され、情報要請の提出期限も日程的に厳しい場合でも、このような事前準備を行っておくことにより、企業が包括的な文書を提出し、税務当局とのその後の交渉においてより有利な立場に立つことが可能となる

- 誤解を招く情報の提出および不利な結果を回避するため、税務当局から要請された申告書・質問表の回答を作成する際は、移転価格の観点から十分な検証を行う必要がある。根拠のある情報を提出しなかった場合、税務当局が利益率の高い比較対象企業を一方向的に選定する根拠を与えてしまうことになる
- 準備を怠ると、後に異議申立ておよび控訴を行う際に、説得力のある主張を展開することが非常に難しくなることに留意が必要である

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関するお問い合わせ

Deloitte Vietnam

ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝

kechigo@deloitte.com

ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元

gtakaishi@deloitte.com

シニアマネジャー 樋口 純平

juhiquchi@deloitte.com

マネジャー 今井 慎平

shiimai@deloitte.com

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsumo.co.jp

会社概要:

www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス:

www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。